

【編集・発行】  
 むつ商工会議所 総務課  
 〒035-0071  
 青森県むつ市小川町2丁目11-4  
 TEL 0175-22-2281  
 FAX 0175-22-0167  
 E-mail:mutsucc2@jomon.or.jp

# むつ商工会議所報

Mutsu Chamber Of Cmmerce And Industry

“むつ商工会議所”平成10年4月1日スタート

格むつ商工会議所は、  
 商工会議所法に基づく  
 法人である。

会員各位の力強いご支援はじめ産産、東北通産局並びに青森県及びむつ市当局として関係機関の手厚いご指導、ご協力を得ましてこの四月一日より「むつ商工会議所」がスタートすることが出来ました。

この紙上をお借りし、改めて感謝と御礼を申し上げます。

願えば、昭和三十五年十一月二十二日、会員数四百七十六名でむつ市商工会が発足しました。国青森県そしてむつ市の補助金、助成金を受けながら、経営改善普及事業を主な業務とし、傍ら、地域の総合的振興事業を中心に、多種多様な活動を展開し、むつ市北地域商工業の総合的な発展に渾身の努力を傾注して参りました。

お陰様を持ちまして、現在では会員数も約千四百名を数えるまでになり、同時に会員は勿論のこと、関係機関の当会議所に寄せる期待の大きさと、その責任の重大さを痛感しているところでもございます。

商工会法が施行されて以来三十八年間、ご活躍くださった諸先輩並びに歴代役員及び関係者の方々の人知れぬご労苦に對しまして、深甚なる謝意を申し上げます。

むつ商工会議所の創立にあたり私は次のようなテーマに則り、ポリシーを全面的に打ち出して行く所存でございます。

先づ第一点は、近年の国際化、高度情報化及びモータリゼーション社会への進展、大型店の進出、価格破壊などにより、商工業の変遷が著しく、県内でも大型店の占有率が高い地域となっております。日本商工会議所からダイレクトに入る情報を会員に迅速に伝達することに依り、時代のすう勢を敏感に反映できる組織体制づくりが、今一番求められている課題であると認識しています。

第二点として、商工会議所の機能が円滑に動くためには、業界の偏りがあつてはなりません。又役員間の信頼関係も大切なことでもあります。副会長、専務理事等の役員を柱に常議員二十六名、一号一三三議員八十名の大同団結が不可欠条件になってくるものと思ひます。第三点として、北地域は現在、巨大プロジェクトが幾つか進行中であり、これにたづさわる人達が北の中心地であるむつ市に転入する傾向にあり、明るい展望が待っています。これに伴い既存の商店街も活気を取り戻さなければなりません。若手経営者が活発に活動している商店街もありません。モデルの商店街を抽出し、集客力のある斬新な商店街づくりを是非実現したいと念願しているところでございます。

第四点は北北半島全体の開発も視野に入れなければなりません。むつ市に人を呼び込むにしても導線の充実が大切です。むつ市単独の努力だけでは限界があります。野辺地からむつ市まで車で約一時間、途中に何も無いと言ふことでは人は来ません。同時にむつ市から奥の地域の活性化推進もむつ市にとっては大きなメリットがあります。その意味で、他の町村との広域的な連携、協力が必要と考えております。最後に、

商工会議所の目的は地区内の商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もつてわが国商工業の発展に寄与することであり、いづれにせよ商工会議所は地域内の人の融和が大切であり、その心こそが発展の鍵となることを信じてやみません。責任は重いのですが、全力で会頭職を全うする決意であります。今後とも関係各位の変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。



ご挨拶  
 むつ商工会議所 会頭 鷹架武一

組織体制づくりが、今一番求められている課題であると認識しています。

このたび、むつ商工会議所が管内商工業者の総意のもと、全国518番目の商工会議所として新たな歩みを始められたことを心からお喜び申し上げます。私ども日本商工会



祝辞  
 日本商工会議所 会頭 稲葉興作

議所といたしまして、新しいお仲間を迎えることができ、誠に嬉しく、また大変心強く存じます。また大変心強く存じます。

下北半島の中心部に位置するむつ市は、古くから下北半島の政治・経済・交通の中心地として着実な発展を続けてまいりました。近年では、「心豊かで住みよい活力のある中核都市」を基本理念に、下北半島縦貫道路の整備、海洋科学拠点都市を目指すなど、21世紀を展望した総合的な事業が進められており、下北半島

の地域拠点都市、オビニオンリーダー都市として、今後の発展が大いに期待されるのであります。

こうした中でむつ商工会議所が設立されましたことは誠に時宜を得たものであり、商工会時代に培われた基礎の上に、行政当局との緊密な連携のもと、さらなる積極的な事業活動を展開され、新商工会議所としてその評価を一層高められますよう祈念しております。

商工会議所制度は、わが国において、明治十一年に初めて成立されて以来、既に百二十年の歴史を有するに至っております。

その間、全国の商工会議所は業種の違いや規模の大小を超え、まさに石垣のように会員同士が、しっかりと手を携えた組織として、地域経済社会の発展ならびに社会福祉の向上に全力を傾注して参り、加えて、国内のみならず全世界に組織されたグローバルな団体としてのネット

ワークを活かし、世界経済と強調し、発展に尽くす重要な立場にありま

今日、わが国の経済社会をとりまく環境は、誠に厳しい状況にあります。その中で、現下の最優先課題は、何よりもまずこの長引く深刻な不況から一日も早く脱却することであり、このような中で、中小企業が時代の変化に素早く対応し、自らも脱皮を遂げていくための環境整備と企業努力を支援していくことこそ商工会議所に課せられた重要な使命であると存じます。

むつ商工会議所におかれましては、この記念すべき日を新たな出発点として、商工業者と地域経済社会の更なる発展のため、こうした厳しい時代を乗り越え、商工会議所の使命を達成され、輝かしい歴史を築いていかれますよう、皆様のご活躍を心からご期待申し上げます。



むつ商工会議所設立に寄せて  
 むつ市長 杉山 肅

名を数えるところとなり、またこれは、歴代会長並びに役員員の馳駆の功であるといわれない姿勢の賜であると敬服致します。会員の貴会に寄せる期待の大きさを伺い知ることが出来ることである。

しかしながらその間の経済情勢は、国内を外を問わず大きな変革を見せ、それらに地域の商工業者の皆さんは好むと好まざるに関わらず対応していかなければならない状況下であり、かつまた、下北半島の中核都市に在る総合経済団体としての、広域的視野に立脚した商工業の育成による経済の活性化に取り組むべきであるとの観点から、昭和五十二年以降「商工会議所移行」を重点事業に掲げ、会頭以下役員・会員の皆さんの積極的な移行への推進姿勢がここに実を結んだものであると存じております。

今後、会員一九となったむつ商工会議所さらなる発展をお祈り申し上げます。市として、より一層の支援をお約束し、祝意のご挨拶といたします。



むつ商工会議所報創刊号への寄稿  
 むつ市議会議長 石澤 堅

むつ商工会議所が、むつ市商工会から移行がなされたことに念願の設立をみましたことに対し、むつ市議会を代表いたしまして心よりお祝いを申し上げます。

商工会議所への移行につきましては、昭和53年にむつ商工会事業の重点事項としてとりあげられて以来の悲願であったと伺いいたしておりますが、平成9年の総代会による移行決議と「商工会議所設立準備委員会」の設置に至るまで、並々ならぬご苦労があったことと拝察いたします。と同時に、会員並びに役員一丸となつて移行へご努力されたことに対し、衷心より敬意を表するものであります。

さて、わが国の経済はバブル崩壊後、個人消費の低迷をはじめとした国内需要の落ち込み、金融システム不安、アジア通貨危機などの要因が

複雑に重なり景気が後退局面に入っている感が否めない状況にあり、当市においても中小企業をめぐって非常に厳しいものがあり、先行き不透明な状況にあります。

このような中、むつ商工会議所への移行につきましては、中小企業者に対し、常に的確かつ迅速な経済情報の提供をはじめ、相談業務の拡充充実、国際化に向けた「原産地証明」の発行等を行えることにより、激変する経済環境に対し即応性のある強力な指導力を持った地域経済団体となり得ることはもとより、地域社会の福祉と活性化の推進を目的として活動すること、ここに面目を一新されましたことは誠に時宜を得たことであり、当市発展の大きな要因となるものと信じております。

どうか貴会におかれましては、下北の中核都市としてのむつ市発展の一翼となりうべく、偉大な抱負と周知なる企画を持って、その使命達成のための邁進されますよう熱望いたしますとともに、会頭はじめ、関係各位の御健勝とご活躍を祈念しお祝いの言葉といたします。



専務理事 瀬川 素之



副会長 小原 長之助



副会頭 菊池 健治



平成10-01-29産第 4 号

**商工会議所設立認可書**

むつ商工会議所  
設立発起人総代 鷹架武一殿

平成10年1月28日付で申請のありました  
むつ商工会議所の設立については  
商工会議所法第28条第1項の規定に基づき  
認可します。

平成10年3月18日  
通商産業大臣 堀内光雄

むつ商工会議所 事務局スタッフ

◆専務理事(常勤役員) 瀬川 素之  
◆専務局長(総務課長兼務) 三津谷 郁穂  
◆事務局次長 (中小企業相談所長兼務) 伊藤 一男

★総務課

石野 とし子  
石田 百合子 (パート)

★振興課

中村 俊三 (記帳指導職員)  
工藤 恭子  
川口 良長  
駒谷 昌夫

★指導課・中小企業相談所

杉林 隆 (経営指導員)  
長 育雄 (補助員)  
角野 一恵 (補助員)  
船場 幸仁 (記帳専任職員)  
船谷 久恵 (記帳専任職員)

現下の雇用失業情勢に対応した 求人開拓の推進について(協力依頼)

むつ公共職業安定所

日頃から労働行政の運営につきましても格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、最近の全国の労働市場は、経済構造・産業構造の大きな変化の影響に直面しており、有効求人倍率は〇・四六%と一倍を大きく割りこんでさらに低下傾向にあるなど全体として厳しい状況にあります。中でも、相次ぐ金融機関等の破綻等に見られるようにホワイトカラー層の雇用状況は厳しく、平成十年二月のむつ公共職業安定所有効求人倍率は全体で〇・三〇倍(パートタイムを除く現数値)のところ、管理職で〇・〇〇倍、事務職で〇・一六倍にとまっています。また、求人年齢制限によって再就職先が更に

限定される中高年ホワイトカラーについては、とりわけ厳しい状況となっております。このため、公共職業安定機関としても全力をあげて、中高年のホワイトカラーを重点とした求人開拓活動を展開することとしております。

つきましては、貴団体におかれましても求人確保の趣旨を御了解いただき、「雇用連絡票」を傘下企業に配布していただきたく、よろしくお願い申し上げます。傘下企業より別紙連絡票をご返送いただきましたら、具体的なご用件を承るため、早急に公共職業安定所より企業に連絡・訪問いたします。

「雇用連絡票」は職安・商議所で発行中。

◆平成10年度 各種検定試験実施予定表◆

珠算検定		簿記検定	
施行日	申込期間	回数	施行日
平成10年6月28日(日)	5月11日(月)~5月29日(金)	89	平成10年6月14日(日)
平成10年10月25日(日)	9月7日(月)~9月25日(金)	90	平成10年10月1日(木)~10月20日(火)
平成11年2月14日(日)	10年12月17日(木)~11年1月14日(木)	91	平成11年1月13日(水)~2月2日(火)

小売商(販売士)検定		
級別	施行日	申込期間
1級	平成11年2月17日(水)	平成10年12月21日(月)~平成11年1月22日(金)
2級	平成10年10月7日(水)	平成10年8月24日(月)~平成10年9月11日(金)
3級	平成10年7月8日(水)	平成10年5月25日(月)~平成10年6月12日(金)
	平成11年2月17日(水)	平成10年12月21日(月)~平成11年1月22日(金)

検定料金			
ワープロ検定	1級→9,690円	2級→8,160円	3級→6,120円
珠算検定	1級→2,040円	2級→1,530円	3級→1,330円
簿記検定	1級→7,140円	2級→4,080円	3級→2,040円
販売士検定	1級→7,140円	2級→5,100円	3級→3,570円

※受験ご希望の方は、各検定試験毎の受験申込用紙にご記入の上、検定料を添えて むつ市小川町2丁目11-4 むつ商工会議所へお申込み下さい。詳しいお問い合わせは、TEL0175-22-2281(代)むつ商工会議所振興課までお問い合わせ下さい。

青森県中小企業団体中央会

「むつ出張所」が開設

四月一日むつ商工会議所が創立したのに伴い、従来、むつ市役所の市民相談室が窓口となり、月一回、中央会より職員が来市し、移動巡回指導を行って来ました。

今回、商工会議所のスタッフに伴い、むつ商工会議所の相談室を借用し、むつ市北地区の「協同組合・協業組合等」を対象に経営全般にわたり指導して行く方針である。

当分のあいだは、今までどおり月一回程度の巡回指導であり電話もむつ商工会議所の内線を借用する予定である。

平成10年度
むつ市中小企業簡易小口資金特別保証制度要綱

- 1. 目的 この制度は、むつ市の中小企業者に対し事業資金の保証を行い、もって企業経営の安定に資するために実施する。
2. 保証対象 むつ市に主な事業所を有し、原則として6ヶ月以上同一事業を営む中小企業者で納税状況の良好な者。
3. 取扱金融機関 青森銀行・みちのく銀行・下北信用金庫・青森県信用組合のむつ市内各本支店。
4. 保証承諾総額 原則として、過年度の保証債務残高に対する裏付資金を除いた貸付金の5倍から10倍の範囲内において、むつ市と青森県信用保証協会の協議のうえ決定する。
5. 実施期間 平成10年4月1日から平成11年3月31日まで
6. 裏付資金 この制度の円滑な運営のため、その資金をむつ市から青森県信用保証協会に貸付けをする。
7. 保証条件 (1)資金の用途 運転資金及び設備資金
(2)保証金額 一企業につき 750万円以内。
(3)保証期間 5年以内。
(4)貸付利率 ・長期 長期信用銀行最優遇貸出金利(長期プライムレート)+0.6%以内(毎月変動)
・短期 (1年以内)3.8%以内(固定)
(5)保証形式 手形貸付及び証書貸付の保証。
(6)償還方法 一括払い又は割賦償還(毎月元金均等)。
(7)保証料金 年率0.85%
ただし、無担保保険に該当する場合には年率0.80%とし、また、特別小口保険に該当する場合には、年率0.68%とする。
(8)保証人及び担保 保証人は特別小口保険に該当するもの以外は1名とし、必要に応じて担保を徴求する。
8. 受付場所 青森銀行・みちのく銀行・下北信用金庫・青森県信用組合のむつ市内各本支店・むつ商工会議所、青森県信用保証協会
9. その他 (1)この制度の略称は㊦とする。
(2)この要綱に定めのない事項については、むつ市、むつ商工会議所、取扱金融機関及び青森県信用保証協会が協議のうえ決定する。

平成10年度
むつ市中小企業近代化資金特別保証制度要綱

- 1. 目的 この制度は、むつ市の中小企業者に対し長期の運転資金並びに設備資金の保証を行い、企業の近代化と経営の安定を図り、地元産業の振興を期するために実施する。
2. 保証対象 むつ市に主な事業所を有する中小企業者で次の各号に該当する者。
(1)企業の近代化と経営の安定のための長期資金を必要とする者。
(2)むつ市の地域内で原則として同一事業を引き続き1年以上経営している者。
(3)納税状況の良好な者。
3. 取扱金融機関 青森銀行・みちのく銀行・下北信用金庫・青森県信用組合のむつ市内各本支店。
4. 保証承諾総額 原則として、過年度の保証債務残高に対する裏付資金を除いた貸付金の5倍から10倍の範囲内において、むつ市と青森県信用保証協会が協議のうえ決定する。
5. 実施期間 平成10年4月1日から平成11年3月31日まで
6. 裏付資金 この制度の円滑な運営のため、その資金をむつ市から青森県信用保証協会に貸付けをする。
7. 保証条件 (1)資金の用途 (イ)事業の近代化に要する設備資金。
(ロ)資金構成を適正にするための長期運転資金。
(2)保証金額 一企業につき2,000万円以内。
(3)保証期間 7年以内。(うち据置期間は6ヶ月以内)
(4)貸付利率 ・長期 長期信用銀行再優遇貸出金利(長期プライムレート)+0.6%以内(毎月変動)
・短期(1年以内)3.8%以内(固定)
(5)保証形式 手形貸付及び証書の貸付の保証。
(6)償還方法 一括払い又は割賦償還(毎月元金均等)
(7)保証料率 年率0.85%
ただし、無担保保険に該当する場合には年率0.80%とし、また、特別小口保険に該当する場合は、年率0.68%とする。
(8)保証人及び担保 保証人は特別小口保険に該当するもの以外は1名とし、必要に応じて担保を徴求する。
8. 受付場所 青森銀行・みちのく銀行・下北信用金庫・青森県信用組合のむつ市内各本支店・むつ商工会議所、青森県信用保証協会
9. その他 (1)この制度の略称は㊧とする。
(2)この要綱に定めのない事項については、むつ市、むつ商工会議所、取扱金融機関及び青森県信用保証協会が協議のうえ決定する。

青森県中小企業事業活性化緊急
支援資金貸付特別融資制度
(略称㊨)終わる!!

むつ市商工会の推せん実績

平成10年3月25日現在(申込み〆切日)

- ・推せん件数 74件
・推せん金額 6億5,500万円

青森県中小企業経済環境適応資金特別保証融資制度要項

青森県商工政策課

- 1. 目的 この制度は、経済環境の変化等によって経営に支障を来している県内中小企業者に対し、長期・低利の運転資金の融資を行うことにより、経営の維持安定を図ることを目的として実施する。
2. 融資対象 県内に事業所を有し、原則として1年以上同一事業を営んでいる中小企業者であって、次の各号の一に該当することにより経営の安定に支障を生じている者
(1)融資申込時における最近3ヶ月間の売上高若しくは生産高又は受注残高が前年同期に比し減少しているもの
(2)倒産した企業の取引依存度が10%以上であるもの
(3)倒産した企業に対し売掛債権が50万円以上有しているもの
(4)当該事業年度の直前の事業年度の収益状況がその前事業年度と比較して悪化しているもの若しくは当該事業年度の収益状況が悪化していると認められるもの又は売掛債権が30万円以上回収不能となったもの等、経営の安定に支障が生じていると認められるもの
(5)前各号のいずれかに該当する者であって、特に経営の安定に著しく支障が生じている者として知事が認めるもの
3. 取扱金融機関 青森県内に本店若しくは支店を有する金融機関のうち、この制度に賛同する金融機関
4. 融資枠 44億円
5. 実施期間 平成10年4月1日から平成11年3月31日まで
6. 裏付資金 県は、この制度の円滑な運営のため、18億900万円(過年度融資分を含む。)を青森県信用保証協会に貸付けする。
7. 融資条件 (1)資金使途 運転資金
(2)融資限度額 一企業につき6,000万円
2の(5)に係るものについては、一企業につき1億円
(3)融資期間 7年以内(うち据置期間は1年以内)2の(5)に係るものについては、10年以内(うち据置期間は2年以内)
(4)融資利率 中小企業金融公庫、国民金融公庫の基準貸出金利以内
(5)融資形式 手形貸付又は証書貸付
(6)償還方法 原則として割賦償還とする。
(7)保証料率 年0.9%。ただし、無担保保険に該当する場合は、年0.85%とする。
(8)保証人及び担保 保証人は1名以上とし、必要に応じて担保を徴求する。
8. 受付場所 取扱金融機関又は信用保証協会
9. その他 この制度の略称を㊩とする。

平成10年度税制改正速報

税制改正の内容は次のとおりです。

- 1. 少額減価償却資産の取得価格基準の引き下げ(平成11年分から適用)
20万円→10万円
2. 一括償却資産(10万円以上20万円未満)の3年間均償却の選択(平成11年分から適用)
※期中所得分に係る月数案なし
3. 2分の1簡便償却の廃止(平成11年分から適用)
4. 建物の償却方法を定額法に限定(平成10年分から適用)
※平成10年4月1日以後に取得した建物
5. 青色申告特別控除額の引き上げ(平成10年分から適用)
35万円→45万円
6. 人的控除の引き上げ(平成10年分から適用)
(1)特定扶養親族控除額 53万円→58万円
(2)特別障害者控除額 35万円→40万円
(3)配偶者控除額又は扶養控除額の加算額
※配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合
30万円→35万円

無担保・無保証人
マル経資金融資について(お知らせ)

(小企業経営改善資金)

Table with 2 columns: 項目, 内容. Rows include: 利率 (2.3%), 融資額 (550万円以内), 融資期間 (4年以内), (据え置き期間) (6ヶ月以内).

※別枠については、平成11年3月31日までの時限立方で、申し込みに際し、現物資料・事後指導・条件変更なしの扱いとなっております。

経営改善に資する目的で推薦を受ける者が、その目的に積極的に取り組むことが必要であり、そのためには商工会議所が実施する各種事業への出席・参加及び相談等によって自己の経営状況を的確に把握し、小企業の経営を万全なものとするのが本融資制度の趣旨となっております。
国及び国民金融公庫の強い指導によって、マル経融資制度のより適正な運用が求められているところから、むつ商工会議所では、融資要件について次のとおり実施することになりましたので、お知らせいたします。

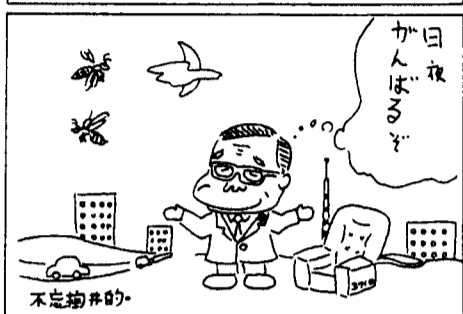
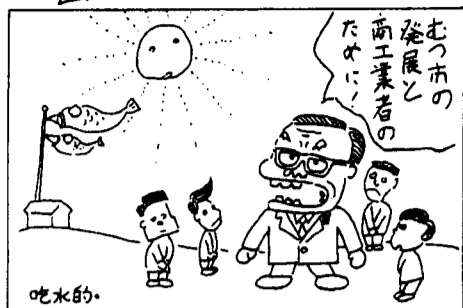
【推薦要件(マル経資金推薦事務要領抜粋)】

- ①規模要件...卸売・小売業・飲食店・サービス業は常時使用する従業員数が5人以下、製造業・鉱業建設業・運輸は常時使用する従業員が20人以下の小企業者及びこれに準ずる者であること。
②指導要件...従前から商工会議所の指導を受けている者であること。
③居住要件...最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っていること。
④業種要件...非対象業種でないこと。環境衛生関係業種は運転資金に限る。
⑤納税要件...所得税・法人税、事業税又は県民税若しくは市民税を滞納していないこと。

この中で特に、平成11年以降、商工会議所が実施する説明会等へ出席した者及び相談実績のある者でなければ融資対象とすることが出来なくなります。

※説明会等とは、商工会議所が実施する経営改善に資する金融、労働、税務、経営、取引及び経理等の説明会・講習会・講演会です。
詳細は商工会議所指導課(TEL22-2281)へお問い合わせ下さい。

商工議所物語



むつ市商工会が

むつ商工会議所に

生まれ変わります。

●青森県で七番目 ●東北で四六番目 ●全国で五一八番目の商工会議所の仲間入りをします。

平成十年四月一日より商工会から商工会議所に移行する地区は、岐阜県羽島市・愛知県東海市・広島県廿日市市の四市となっています。

平成十年四月一日

むつ商工会議所役員名簿

Table with 4 columns: 役職 (Position), 氏名 (Name), 事業所 (Business Office), and 代表取締役 (Representative Director). Lists members like 鷹架 武一, 菊池 健治, etc.

常 議 員

26名 (五十音順)

Table with 4 columns: No., 氏名 (Name), 住 所 (Residence), and 事業所 (Business Office). Lists 26 members in alphabetical order.

解散債権請求申出公告

むつ市商工会は臨時総会決議により、平成十年三月三十一日解散致しました。

解散債権請求申出期間

平成十年四月一日～五月三十一日
一、右記期間内に申出のない債権は、清算より除きます。

債権者各位

むつ市小川町二丁目一 一番四号
むつ市商工会
清算人 鷹架 武一

ちよん一服!!

田名部地区商店街診断の事後指導より

平成八年度に青森県経営振興課と共催により、田名部地区商店街診断を実施しましたが、このたび中小企業診断士 東正高氏を招き、田名部地区商店街の代表者と事後指導(講習会)懇談会を行った。現在の田名部地区商店街と今後の商店街のあり方について、東先生の講話の一部を抜粋し、次のとおりご紹介致します。

商店街としまして 今後の打開策

- 1、現在、全国に約一六〇〇〇商店街(法人・任意含む)があるが、九五%が伸び悩んでいるのが現状である。
2、むつ市は下北地域約九万人の商圏を持ち、しかも水・緑・太陽の自然環境に囲まれている。
3、街にストリーがいない。
4、大規模店の中に大型店が存在している。
5、交通路の流れに乗っている。
6、個性の豊かな個店が多いなどが挙げられる。

参 考 意 見

- (1)むつ市の商業ビジョンを作成せよ、これに各商店街より若干グループ二・三名を抽出し、提言して行くべきだ。
(2)各商店街の組合費の他に積立金を考えるべきだ。
(3)組合員五〇名であれば一〇万円を掛けた五〇〇万円が総予算として最低必要な金額である。
(4)青森県内で現在大小にかかわらず七一のスタンブ等の団体があるが、スタンブ事業は最低三〇〇四〇店の加盟が必要である。
(5)事業の運営費等から勘案して)

感謝とお礼を申し上げます

去る四月一日、むつ商工会議所がスタートしたのに伴い、次の方々より、お祝いの「生花」をはじめ「祝電」等を戴きました。

ご披露をし、お礼にかえさせていただきます。

- (株)セミナー青森 代表取締役 山下 康博様
●中小企業金融公庫 総 裁 角谷 正彦様
●国民金融公庫 総 裁 尾崎 護様
●同青森支店長 酒井 保様
●日本団体生命保険(株) 取締役社長 松戸 猛様
●生駒 日出夫 様
●青森銀行むつ支店 支店長 森 道雄様
●青森県商工会議所連合会 会長 沼田 吉蔵様
●ありがとうございます。